

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和5年第2回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和5年3月31日（金）		
開催時間	午後3時00分 ～ 午後3時42分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	近藤 俊明 委員	小関 朝之 委員
	早川 貴美子 委員	倉橋 さとみ 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	田巻 正義 教育政策課長	秋元 康裕 学校ICT推進担当課長
	八尋 崇 教育指導課長	森 太一 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長
	飯塚 尚美 学務課長	上遠野 葉子 子ども家庭部長	菊地 崇 子ども政策課長
	安部 嘉昭 子ども施設運営課長	蜂谷 勝己 私立保育園課長	平塚 晃夫 子ども施設入園課長
	山田 勉 青少年課長	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長	森田 路子 教育相談課長
	高橋 徹 こども家庭支援課長	土田 浩己 生涯学習振興公社局長	薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長
書 記	毛利 正成 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	佐藤 美穂 教育政策担当係員
欠 席 者	門藤 敦良 支援管理課長		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和5年3月31日

第2回足立区教育委員会臨時会

午後 3 時 0 0 分開会

○教育長 ただいまから、本年第 2 回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

—————◇—————

初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に小関委員、早川委員をご指名いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、日程第 1、第 1 4 号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 1、第 1 4 号議案「足立区教育委員会個人情報等管理規則」以上。

○教育長 第 1 4 号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 それではお手元の資料、13 ページ、第 1 4 号議案説明資料のほうを御覧いただきたいと思っております。

国のほうで個人情報保護法が改正をされまして、当該の法律が定義してございます「行政機関等」の中に、地方公共団体の機関が含まれることになりまして、教育委員会にも当然、この規定が適用されます。これに伴いまして、この法律の第 6 6 条に定めております安全管理措置について、実施機関ごとに定める必要が生じたために、教育委員会として、足立区教育委員会個人情報等管理規則を新規に制定するという議案でございます。

この規則では、総括管理責任者、管理責任者、保護担当者、監査責任者などの指定、あるいは教育研修ですとか職員の責務などを規定するところでございます。詳細は議案本文を御覧いただきたいと存じ

ます。私からの説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第 1 4 号議案についてご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

いかがでございますか。

○近藤委員 個人情報に関する情報もたくさんありますけれども、かいつまんでこれを、こういったことが述べられているとまとめて、2、3 分でご説明を頂きたいと思っております。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 先ほど部長から説明がありましたとおり、管理責任者を置いて、あとはその管理者が統括しながら、個人情報を管理していくということですので。

あと、細かいところで言いますと、個人情報に関する複製等のコピーとか、そういった制限ですとか、誤送付、個人情報を間違えて誤ったメール宛てに送る等々の事故もありますので、そのような事故防止の規定ですとか、あとはその個人情報を取り扱うときには、特に特定個人情報と言いまして、マイナンバーを扱う場合などは、パーテーションで区切って、お客さんから見えないようにするなど、そういった諸々の細かい手続きを定めております。

区長部局の方で定めている規則と準じたものとして、教育員会も同様の内容で定めていくということでございます。

○教育長 そのほかには何かございますでしょうか。

ないようでございますので、これより第 1 4 号議案「足立区教育委員会個人情報等管理規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員でありま

す。よって、本案は原案のとおり議決することいたします。

次に、日程第2、第15号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第2、第15号議案「足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第15号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 それではお手元の15ページ、第15号議案説明資料のほうを御覧いただきたいと思えます。

この当該の規則は、教育委員会の権限に属する事務のうち、区長部局が補助執行するものを規定するというものになってございますけれども、学校運営部と施設営繕部の組織改正に伴いまして、現在、施設営繕部が補助執行をしております、教育委員会事務の一部をこの規則から削除する必要が生じたために、規則の一部改正をご提案するというものでございます。

主な内容は、資料項番2に記載のとおりでございます。16ページに新旧対照表をつけておりますので、ご参照いただければと思います。

私からは以上となります。よろしくをお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第15号議案についてご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○近藤委員 議案等の通常に用いられる表現だと思えますのですが、何かを変更するとき「何々する必要があるので」という表現があると思えますのですが、なぜ必要が生じているのか、どこが望ましくないのかという説明があまり分かるように書かれていないため、この「一部削除する必要」というのは、どういうものなのか、具体的に説明をお願いします。

教育政策課長。

○教育政策課長 改正理由に記載があるのですが、今回、令和5年度組織改正がありまして、今、施設営繕部の中で学校施設を管理する機能があります。それを一部学校運営部に移管するという経過がございます。それに伴いましての規則の改正ということでございます。

今、学校関係の財産管理の事務は教育委員会の事務となるところ、施設営繕部において、補助執行させているものとなります。しかし、令和5年度からは教育委員会事務局が所管することとなりますので、「補助執行」という規定から削除という形になります。

○近藤委員 分かりました。

○教育長 ほかにはございますか。

○小関委員 かつては区長部局にあるものは、もともとこっちサイド、教育委員会のほうにありまして、それを一回区長部局に出して、それがまた戻ってくるという状態に多分なっていると思えます。その辺の背景というのはどうなっていますか。

学校運営部長。

○学校運営部長 令和元年に職員の不祥事がありまして、その際、教育委員会の組織を、施設のハード面と管理の所管に見直そうということで、一度は区長部局に移ったのです。

その間も教育委員会の中では、学校の貸出しとか学校の解放とか、要は一部の財産管理はしていましたが、やはり学校の中で修繕が必要だったり、あるいはいろいろな要望があったり、いろいろなルートで、例えば区長部局のほうへ申出があったり、教育委員会のほうへ申出があったり、あるいは両方にあたりということ、実際に作業をするときに、なかなか意思疎通ができなかったり、タイムラグがあったりということ、なかなかうまく進まなかったということが多々あるようになりました。

そういうことで、やるならば、学校の施設管理や財産管理については一本化をしていこうということから組織改正をするということなんです。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでございますので、これより第15号議案「足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することいたします。

次に、日程第3、第16号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第16号議案「足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第16号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 それでは、お手元の資料の19ページの第16号議案説明資料のほうを御覧いただきたいと思います。

教育委員会事務局の組織改正に伴いまして、事務分掌に変更が生じたので、組織規則の一部改正を行うものでございます。

主な内容として記載ございますけれども、また先ほども説明がございました施設営繕部に今、補助執行していただいております区立学校の施設の維持管理ですとか、あるいは施設更新計画に関する事、改築事務に関する事、これを学校施設管理課の分掌事務ということで、新たに位置づける必要があるという点。

また、子ども家庭部につきましては、現在、就学前教育推進担当課長の分掌事務ということになって

ございます就学前教育施策の推進に関する事、これを子ども施設運営課の分掌事務に位置づける。

また、待機児ゼロ対策担当副参事の分掌事務になってございます待機児童対策に関する事、これを私立保育園課の分掌事務に移していく。こういう必要がございますので、こちらの規則の一部を改正するという内容でございます。

私からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいま、説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第16号議案についてご意見、ご質問がございましたら、委員のご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

ないようでございますので、これより第16号議案「足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することいたします。

次に、日程第4、第17号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第4、第17号議案「足立区教育委員会公印規程の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第17号議案について、荒井教育指導部長よりご説明をお願いします。

教育指導部長。

○教育指導部長 それでは、お手元の資料、今度は27ページを御覧いただきたいと思います。この足立区教育委員会公印規程の中には、「電子計算組織」という文言が出てまいりますけれども、この電子計算組織という文言の定義を足立区個人情報保護条例から引用しているところがございますが、個人情報

保護法の改正に伴いまして、この区レベルの個人情報保護条例というのは廃止ということになりますことから、新たに足立区電子計算組織に関する管理運営規程というところから、この電子計算組織の定義を引用するという中身で規定の一部を改正するというものでございます。

内容は以上です。ご審議、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま、説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第17号議案について、ご意見、ご質問がございましたら、委員のご発言をお願いいたします。

○小関委員 引用先が変わったということだと思うのですが、具体的に、何か中身で変わっているようなものというのはあるのでしょうか。

教育政策課長。

○教育政策課長 中身の変更は全くありません。今まで公印規定の中で「電子計算組織」という言葉の定義の引用元が個人情報保護条例を引用していたということなのですが、この条例が廃止になりますので、どこに根拠を置くかということで、今回、改めて足立区電子計算組織に関する管理運営規程に根拠を持っていったということでございます。

○教育長 小関委員。

○小関委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ないようでございますので、これより第17号議案「足立区教育委員会公印規程の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することいたします。

次に日程第5、第18号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第5、第18号議案「足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第18号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 それでは、お手元の資料、42ページを御覧いただきたいと思っております。区長部局のほうの足立区情報公開条例が改正をされました。これに伴いまして、これに準ずるような形で、足立区教育委員会が保有する区政情報の公開に関する規則、こちらの一部を改正するという内容でございます。

主な改正の内容ですが、資料項番2に記載のとおり文言の修正ですとか、あるいは別紙様式の様式を修正するというもの。その他、所要の規程整備という形でございます。

私からの説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま、説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第18号議案について、ご意見、ご質問がございましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かご質疑はございますでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

ないようでございますので、これより第18号議案「足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することいたします。

次に日程第6、第19号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第6、第19号議案「足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第19号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 それではお手元の資料49ページ、第19号議案説明資料を御覧いただきたいと思えます。

足立区立学校の管理運営に関する規則の中には、地方公務員法から一部引用を取っているところがございしますが、その引用元となっている条項のずれ、地方公務員法が改正されたことにより、引用している条項にずれが生じておりますので、そちらを修正するという中身でございます。

その他、所要の規定の整備を行っているというものでございます。よろしくをお願いいたします。

○教育長 ただいま、説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第19号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かご質問はございますでしょうか。

○近藤委員 ずれということだったのですが、どういう理由で、どんなところが、どのようにずれているか。1つ、2つ事例を挙げていただけますか。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 改正内容は項番1(1)に記載のとおりなのですが、今まで地方公務員法第28条の5第1項というものがありません。

それが具体的に何かというと、この下の「参考」の囲みで記載しているところです。定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する規定なのですが、ここは今「二十二条の四」と書いてあります。これが今までは、地公法では28条の5という条項だったのですが、今回、これが22条の4になりましたので、それに合わせて、区の規則のほうも22条の4に訂

正を行うものでございます。

○教育長 近藤委員。

○近藤委員 そういった条項が新しいものに合わせたものになるということは問題ないと思いますが、私がお聞きしたいのは、内容的に何か違うものがあるのでしょうか。

教育政策課長。

○教育政策課長 内容の変更は全くございません。

○近藤委員 全くないのですね。分かりました。失礼しました。

○教育長 ほかにございますか。よろしいですか。

ないようでございますので、これより第19号議案「足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 はい、挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第7、第20号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第7、第20号議案「足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第20号議案について、子ども家庭部長より説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料の53ページをお開きください。第20号議案の説明資料でございます。件名、所管部課名は記載のとおりです。

今回の規則改正の理由ですけれども、まず千住保育園がこの4月から民営化になりますので、それに伴い規則を改正するもの。また、その他規定の整備をする必要があるということで、改正をお願いするものでございます。

主な内容ですけれども、まず、(1)別表第1から「千住保育園」の項を削ること。また(2)になりますけれども、条項等を改めること。

あと別表第1に「新田三丁目なかよし保育園」、こちら、もう既に廃止になっておりますけれども、そちらの条項が残っておりますので、それを削除させていただくものでございます。

施行年月日は令和5年4月1日なのですが、新田三丁目なかよし保育園は既に廃止となっております、こちらを遡及適用で令和4年7月11日から適用をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。以降、新旧対照表がございますので、ご確認ください。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいま、説明がありましたので、これより、本案の審議に入ります。第20号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かご質問はございますでしょうか。

ありがとうございます。ないようでございますので、これより、第20号議案「足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することいたします。

次に日程第8、第21号議案を議題といたします。
教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第8、第21号議案「足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について」以上。

○教育長 第21号議案につきましては、事務局幹部職員の人事に関する案件ですので、私より説明をさせていただきますと存じます。

57ページのほうを御覧いただきたいと思います。

まず、3月22日に区の異動内示がございまして、事務局幹部職員の人事ということでの内示もございました。

まず、部長級でございます。教育指導部長ということで、政策経営部参事、これは現在、財政課長の事務取扱をしております岩松朋子という方が内示されております。

また、学校運営部長でございますけれども、衛生部参事(新型コロナウイルスワクチン接種担当部長)をやっております絵野沢秀雄であります。

絵野沢部長については、学校運営部学校施設管理課長の事務取扱もあわせてという形でございます。

次に、課長級でございます。学務課長でございますけれども、現在、地域のちから推進部多様性社会推進課長を務めます松本令子です。学校運営部副参事(おいしい給食担当)兼務を命ずるとのことでございます。

続きまして、58ページに進みます。子ども政策課長でございますけれども、現在、子ども施設運営課長をやっております安部嘉昭でございます。

続いて、子ども施設運営課長でございますけれども、現在、福祉部の地域包括ケア推進課長をやっております、柳瀬晴夫でございます。

それから、続いて青少年課長でございます。現在、災害対策課長をやっております、物江耕一朗ということでございます。

それから、次が子ども家庭部こども支援センターげんき所長付支援管理課長でございますけれども、現在、障がい福祉課長をやっております早崎直人でございます。

続いて、異動ということになります。部長級の方からご説明させていただきます。現在、教育指導部長をやっております荒井部長でございますけれども、4月以降、環境部長ということでの内示となっております。

続いて、現在、学校運営部長であります森部長でございますけれども、区民部長ということでの内示が

ございました。

続いて、59ページ、ご紹介をいたします。課長級でございます。現在、学務課長をさせていただいております飯塚課長でございますけれども、多様性社会推進課長ということでございます。

それから、現在、子ども政策課長をやっております、菊地課長でございますけれども、財政課長ということでございます。

現在、青少年課長をやっております山田課長でございますけれども、千住福祉課長ということでございます。

「提案理由」でございます。「令和5年4月1日付の区長部局幹部職員の人事異動等に伴い、教育委員会事務局幹部職員の人事異動を行う必要があるので、この案を提出いたします」ということで、区内示に従いまして、本議案を提出いたします。

それでは、本案の審議に入ります。第21号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

ないようでございますので、これより第21号議案「足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することいたします。

「その他」でございますけれども、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議は、これで全て終了いたしました。数が多くて、大変申し訳ございませんでした。

さて、みなさまのご周知のとおり、近藤委員が本日をもって退任をされることとなりますが、ここでご挨拶を頂きたいと思っております。

近藤委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○近藤委員 この4年間、右も左も分からない状態で委員をさせていただきました。本当に、自分では一生懸命やってきたつもりですが、その時、その時、分からないことばかりで、その都度、親切に、丁寧に教えていただきまして、本当にありがとうございました。

自分で、好きで、私は心理学なんかやってきているわけですが、それは分からなくても、もういろいろ、その前に土台のようなものがあって、積み重ねていけるのですが、この世界は、私、全くのど素人が入ってきまして、分からないまま、現在もあまりよく分からないまま、頼りにさせていただくような状態ですけれども、本当にこのような人間を、なんとか辞めなくてもいいように使っていただきまして、感謝しております。

本当にありがとうございました。

○教育長 近藤委員、本当に4年間ありがとうございました。

○近藤委員 ありがとうございます。

○教育長 「その他」でございますが、何かございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、ないようでございますので、以上をもちまして、本年第2回足立区教育委員会臨時会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後3時42分閉会

令和 5 年 第 2 回
足 立 区 教 育 委 員 会 臨 時 会

日 時 令和5年3月31日 金曜日 午後3時00分開議
会 場 教育委員会室

1 議 事 日 程		頁
日程第1	第14号議案 足立区教育委員会個人情報等管理規則……………	2
日程第2	第15号議案 足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則……………	14
日程第3	第16号議案 足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則……………	17
日程第4	第17号議案 足立区教育委員会公印規程の一部を改正する規則……………	26
日程第5	第18号議案 足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則……………	30
日程第6	第19号議案 足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………	48
日程第7	第20号議案 足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	52
日程第8	第21号議案 足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について……………	57

第 1 4 号議案

足立区教育委員会個人情報等管理規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区教育委員会個人情報等管理規則

足立区教育委員会個人情報等管理規則を次のように定める。

足立区教育委員会個人情報等管理規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号法」という。）及び足立区個人情報保護法施行条例（令和 4 年足立区条例第 5 0 号。以下「条例」という。）に基づき、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の保有する個人情報、個人番号及び特定個人情報の適切な管理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、法、番号法、条例、足立区個人情報保護法施行条例施行規則（令和 5 年足立区規則第 8 号）及び足立区情報セキュリティ基本方針に関する規則（平成 2 0 年足立区規則第 7 4 号）で使用する用語の例による。

(総括管理責任者)

第 3 条 教育委員会に、総括個人情報保護管理責任者（以下「総括管理責任者」という。）を 1 人置く。

2 総括管理責任者は、教育指導部長をもって充てる。

3 総括管理責任者は、保有個人情報及び保有特定個人情報（以下「保有個人情報等」という。）の管理に関する事務を総括する任に当たる。

（管理責任者）

第4条 所管課（足立区教育委員会事務局組織規則（平成12年足立区教育委員会規則第4号）第2条第1項に規定する部の分課、足立区こども支援センターげんき処務規程（平成25年足立区教育委員会訓令甲第2号）第2条に定める課、区立学校及び区立認定こども園並びに教育委員会に置かれる副参事のうち個人情報を保有する課等をいう。以下同じ。）に個人情報保護管理責任者（以下「管理責任者」という。）を1人置く。

2 管理責任者は、所管課の長（副参事を含む。）をもって充てる。

3 管理責任者は、所管課における保有個人情報等を適切に管理する任に当たる。

4 管理責任者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員を指名し、各職員が取り扱う特定個人情報等の範囲及び役割を指定しなければならない。

5 管理責任者は、次に掲げる管理体制を整備しなければならない。

（1） 職員が法及び番号法その他関係法令に違反している事実又は違反するおそれがあると認められる事実を把握した場合の管理責任者等への報告連絡体制

（2） 保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損等の事案が発生し、又は発生するおそれがあると認められる事実を職員が把握した場合の管理責任者等への報告連絡体制

（3） 保有個人情報等を複数の課等で取り扱う場合の各課等の任務分担及び責任の明確化のための体制

（4） 保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損等の事案が発生し、又は発生するおそれがあると認められる事実を把握した場合に、

適切かつ迅速に対応するための体制

(保護担当者)

第5条 所管課に保護担当者を置く。

2 保護担当者は、所管課の庶務担当係長又は管理責任者が指名する職員をもって充てる。

3 保護担当者は、管理責任者を補佐し、所管課における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する任に当たる。

(監査責任者)

第6条 教育委員会に、監査責任者を1人置く。

2 監査責任者は、学校運営部長をもって充てる。

3 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(教育研修)

第7条 総括管理責任者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための教育研修その他の必要な措置を講じなければならない。

2 総括管理責任者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して教育研修その他の必要な措置を講じなければならない。

3 管理責任者は、所管課の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括管理責任者の実施する教育研修への参加の機会の付与その他の必要な措置を講じなければならない。

4 職員が区長の補助職員として教育研修を受講する等、保有個人情報等の取扱いについて既に教育研修その他の必要な措置が講じられていた場合、総括管理責任者及び管理責任者は、当該措置の内容を踏まえて必要な範囲において、前3項の措置を講じれば足りるもの

とする。

5 第1項から第3項までの措置を講ずる場合には、保有個人情報等の取扱いに従事する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約による派遣労働者をいう。）についても、職員と同様の措置を講じなければならない。

（職員の責務）

第8条 職員は、法、番号法及び条例の趣旨に則り、関連する法令、規則等の定め並びに総括管理責任者及び管理責任者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

（複製等の制限）

第9条 管理責任者は、職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定するものとし、職員は、当該行為を行う場合、管理責任者の指示に従わなければならない。

（1） 保有個人情報等の複製

（2） 保有個人情報等の送信

（3） 保有個人情報等が記録されている媒体等（書類、記録機能を有する装置及び電子機器（端末及びサーバーに内蔵されているものを含む。）をいう。以下同じ。）の外部への送付又は持出し

（4） その他管理責任者が保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれがあると認められた行為

（誤りの訂正等）

第10条 職員は、保有個人情報等の内容に誤りを発見した場合には、管理責任者の指示に従い、訂正等を行う。

（媒体等の管理）

第11条 職員は、管理責任者の指示に従い、保有個人情報等が記録

されている媒体等を定められた場所に保管しなければならない。この場合において、管理責任者が特に必要と認めるときは、職員は、当該媒体等について、耐火金庫への保管、施錠等、特別な措置を行うものとする。

(誤送付等の防止)

第12条 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体等の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイトへの誤掲載を防止するため、個別の事務及び事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認、チェックリストの活用等の必要な措置を講じなければならない。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第13条 管理責任者は、保有個人情報の取扱状況を確認するため、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳を整備し、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

(特定個人情報等の取扱状況の記録)

第14条 管理責任者は、特定個人情報等の取扱状況を確認するため、当該特定個人情報等の利用、保管等の状況について記録する項目は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定個人情報ファイルの利用及び出力状況の記録
- (2) 特定個人情報が記録された媒体等の持出しの記録
- (3) 特定個人情報ファイルの削除及び廃棄記録
- (4) 特定個人情報が記録された媒体等の削除又は廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
- (5) 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、各職員の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録

2 管理責任者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段を整備して、次に掲げる項目を記録するものとする。この場

合において、取扱状況を確認するための記録等には、特定個人情報等を記載してはならない。

- (1) 特定個人情報ファイルの名称
 - (2) 特定個人情報ファイルの利用に供される事務を担当する組織の名称
 - (3) 特定個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 特定個人情報ファイルに記録される項目及び本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲
 - (5) 特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報等の収集方法
- (取扱区域)

第15条 管理責任者は、個人番号及び保有個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にしなければならない。

2 管理責任者は、特定個人情報等の取扱区域に、パーテーション又は衝立を設置し物理的な安全管理措置を講じなければならない。
(アクセス制限)

第16条 管理責任者は、保有個人情報等にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の職員に限らなければならない。

2 当該保有個人情報等に係るアクセス権限を有しない職員は、これにアクセスしてはならない。

3 職員は、当該保有個人情報等に係るアクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的でこれにアクセスしてはならない。

(情報システムにおける安全の確保等)

第17条 情報システムを所管する管理責任者は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下この条において同じ。）

- に、パスワード等（パスワード、ＩＣカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 情報システムを所管する管理責任者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）及びパスワード等の読取防止を行うために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 情報システム課長及び情報システムを所管する管理責任者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御その他必要な措置を講じなければならない。
 - 4 情報システム課長及び情報システムを所管する管理責任者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、不正プログラムの感染防止に必要な措置を講じなければならない。
 - 5 情報システム課長及び情報システムを所管する管理責任者は、保有個人情報等の暗号化のために必要な措置を講じなければならない。
 - 6 情報システム課長及び情報システムを所管する管理責任者は、保有個人情報等の重要度に応じてバックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。
 - 7 情報システムを所管する管理責任者は、保有個人情報等の処理を行う端末を限定するために必要な措置を講じなければならない。
 - 8 管理責任者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。
 - 9 職員は、管理責任者が必要と認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。
 - 10 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に

閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じなければならない。

1 1 情報システム課長及び情報システムを所管する管理責任者は、保有個人情報等の情報漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器（以下「外部電磁的記録媒体等」という。）又は媒体等の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）の措置を講じなければならない。

1 2 情報システムを所管する管理責任者は、保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずるとともに、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講じなければならない。

1 3 情報システムを所管する管理責任者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含み、又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講じなければならない。

（マシン室等の安全管理）

第18条 情報システム課長は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバー等の機器を設置する室その他の区域（以下「マシン室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、マシン室等への入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い、監視設備による監視、外部電磁的記録媒体及び媒体等の持込み、利用、持出し等の制限その他必要な措置を講じなければならない。

2 情報システム課長は、保有個人情報等を記録する媒体等を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、前項と同様の措置を講じなければならない。

(個人番号及び保有個人情報等を取り扱う媒体等の紛失・盗難等の防止)

第19条 管理責任者は、取扱区域における個人番号及び保有個人情報等を取り扱う媒体等の盗難、紛失等を防止するために、セキュリティワイヤーその他これに類するものによる機器の固定、施錠できる書庫への保管等物理的な安全管理措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、個人番号及び保有個人情報等が記録された媒体等を取扱区域外に持ち出す場合においては、データの暗号化による保護、施錠できる搬送容器の使用など容易に個人番号及び保有個人情報等が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講じなければならない。

(外的環境の把握)

第20条 管理責任者は、保有個人情報等が外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(削除又は廃棄)

第21条 職員は、個人番号及び保有個人情報等が記録されている媒体等が不要となった場合には、管理責任者の指示に従い、当該情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体等の廃棄を行わなければならない。

2 個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合又はこれらが記録された媒体等を廃棄した場合には、削除し、又は廃棄した記録を保存しなければならない。

3 前2項の作業を委託する場合には、必要に応じて管理責任者が消

去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取る等、委託先において消去及び廃棄が第1項に規定する方法により確実に行われていることを確認しなければならない。

(取扱規程の作成及び見直し)

第22条 管理責任者は、本規則で定める事項のほか、保有個人情報等を処理する具体的な取扱手順を定め、定期的に見直しを行わなければならない。

(安全確保上の問題への対応)

第23条 職員は、保有個人情報等の情報漏えい、滅失、毀損等の安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあると認められる事実を把握した場合に、直ちに当該保有個人情報等を管理する管理責任者に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた管理責任者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の規定による報告を受けた管理責任者は、直ちに区政情報課長、総括管理責任者及び教育長に報告しなければならない。

4 管理責任者は、第1項の事案の発生原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

5 教育長は、第1項の事案の内容及び影響に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じなければならない。

6 区政情報課長は、法、番号法その他関連法令の規定に基づく個人情報保護委員会への報告を行う。

(監査及び点検の実施)

第24条 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について、定期に又は随時に監査を行い、その結果を総括管理責任者に報告しなければならない。

- 2 管理責任者は、自らが管理責任を有する保有個人情報等を記録する媒体等に係る処理経路、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行わなければならない。
- 3 保有個人情報等の適切な管理のための措置については、総括管理責任者及び管理責任者は、第1項の監査又は前項の点検の結果を踏まえ、実効性等の観点から評価し、その見直し等の措置を講じなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第20条の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、必要な事項を定める必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 1 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区教育委員会個人情報等管理規則
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>1 制定理由</p> <p>個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、個人情報保護法が定める行政機関等の定義に地方公共団体の機関が含まれることとなり、教育委員会を含む地方公共団体の機関に対しても規律が適用されることとなった。</p> <p>これに伴い、個人情報保護法第 6 6 条に定める「安全管理措置」について、実施機関ごとに定める必要が生じたため、当規則の制定を行う。</p> <p>2 施行年月日</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	

第 1 5 号議案

足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則
の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則
の一部を改正する規則

足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成
2 3 年足立区教育委員会規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表を次のように改める。

地域学習活動に関すること。	副区長 地域のちから推 進部の職員
社会教育に関すること。	
生涯学習施設に関すること。	
文化財の保護に関すること。	
区立図書館に関すること。	
校舎その他の施設及び設備の整備に関する こと。	副区長 施設営繕部の職 員

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

学校運営部及び施設営繕部の組織改正に伴い、規定を整備する必要がある
ので、この規則案を提出いたします。

第 1 5 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>1 改正の理由 学校運営部および施設営繕部の組織改正に伴い、施設営繕部が補助執行する教育委員会事務について、一部削除する必要があるため。</p> <p>2 主な改正内容（詳細はP 1 6 の新旧対照表のとおり） (1) 補助執行する事務の一部削除（規則第 2 条） 補助執行する事務から次の事務を削除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。 <p>3 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	

足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後																				
<p>第1条 (略)</p> <p>(補助執行)</p> <p>第2条 委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を、同表の右欄に掲げる区長の補助機関たる職員に補助執行させるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 576 1068 1086"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>教育機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域学習活動に関すること。</td> <td rowspan="5">副区長 地域のちから推進部の職員</td> </tr> <tr> <td>社会教育に関すること。</td> </tr> <tr> <td>生涯学習施設に関すること。</td> </tr> <tr> <td>文化財の保護に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区立図書館に関すること。</td> </tr> <tr> <td>校舎その他の施設及び設備の整備に関すること。</td> <td rowspan="2">副区長 施設営繕部の職員</td> </tr> <tr> <td><u>教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条～第4条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	所属	教育機関	地域学習活動に関すること。	副区長 地域のちから推進部の職員	社会教育に関すること。	生涯学習施設に関すること。	文化財の保護に関すること。	区立図書館に関すること。	校舎その他の施設及び設備の整備に関すること。	副区長 施設営繕部の職員	<u>教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。</u>	<p>第1条 (略)</p> <p>(補助執行)</p> <p>第2条 委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を、同表の右欄に掲げる区長の補助機関たる職員に補助執行させるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 624 2067 1086"> <tbody> <tr> <td>地域学習活動に関すること。</td> <td rowspan="5">副区長 地域のちから推進部の職員</td> </tr> <tr> <td>社会教育に関すること。</td> </tr> <tr> <td>生涯学習施設に関すること。</td> </tr> <tr> <td>文化財の保護に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区立図書館に関すること。</td> </tr> <tr> <td>校舎その他の施設及び設備の整備に関すること。</td> <td rowspan="2">副区長 施設営繕部の職員</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p><u>付 則（令和5年3月31日教委規則第●号）</u> <u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	地域学習活動に関すること。	副区長 地域のちから推進部の職員	社会教育に関すること。	生涯学習施設に関すること。	文化財の保護に関すること。	区立図書館に関すること。	校舎その他の施設及び設備の整備に関すること。	副区長 施設営繕部の職員	<u>(削除)</u>
所属	教育機関																				
地域学習活動に関すること。	副区長 地域のちから推進部の職員																				
社会教育に関すること。																					
生涯学習施設に関すること。																					
文化財の保護に関すること。																					
区立図書館に関すること。																					
校舎その他の施設及び設備の整備に関すること。	副区長 施設営繕部の職員																				
<u>教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。</u>																					
地域学習活動に関すること。	副区長 地域のちから推進部の職員																				
社会教育に関すること。																					
生涯学習施設に関すること。																					
文化財の保護に関すること。																					
区立図書館に関すること。																					
校舎その他の施設及び設備の整備に関すること。	副区長 施設営繕部の職員																				
<u>(削除)</u>																					

第 16 号議案

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 31 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
足立区教育委員会事務局組織規則（平成 12 年足立区教育委員会規則
第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表学校運営部の部学校施設管理課の款 2 の項中「）の」を「。）
の」に改め、同款中 4 の項を 7 の項とし、3 の項を 6 の項とし、2 の項の
次に次の 3 項を加える。

- 3 区立学校の施設の維持管理に関すること。
- 4 区立学校の施設更新計画に関すること。
- 5 区立学校の改築事務に関すること。

第 3 条の表子ども家庭部の部子ども施設運営課の款中 4 の項を 5 の項
とし、3 の項を 4 の項とし、2 の項の次に次の 1 項を加える。

- 3 就学前教育施策の推進に関すること。

第 3 条の表子ども家庭部の部私立保育園課の款に次のように加える。

- 4 待機児童対策に関すること。

第 3 条の表子ども家庭部の部子ども施設入園課の款 1 の項中「。（東
京都認証保育所を除く。）」を「（東京都認証保育所を除く。）。」に
改める。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

教育委員会事務局の組織の改正に伴い、規定を整備する必要があるの

で、この規則案を提出いたします。

第 1 6 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>教育委員会事務局の組織改正に伴い、以下のとおり足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する。</p> <p>1 主な改正内容（詳細はP 2 0～2 5の新旧対照表のとおり）</p> <p>(1) 学校運営部 組織改正に伴い、施設営繕部が補助執行していた以下の教育委員会事務について、学校施設管理課の分掌事務として追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区立学校の施設の維持管理に関すること。 ・ 区立学校の施設更新計画に関すること。 ・ 区立学校の改築事務に関すること。 <p>(2) 子ども家庭部 副参事（就学前教育推進担当）および副参事（待機児ゼロ対策担当）の廃止に伴い、子ども施設運営課と私立保育園課に以下の分掌事務を追加する。</p> <p>ア 子ども施設運営課の分掌事務に以下の事務を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前教育施策の推進に関すること。 <p>イ 私立保育園課の分掌事務に以下の事務を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 待機児童対策に関すること。 <p>2 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条第1項の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育指導部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会に関すること。 2 教育行政の基本的な政策の企画及び調整に関すること。 3 学校教育及び学校経営の指導・支援に関すること。 4 学力の定着・向上施策の推進に関すること。 5 教員の人事に関すること。 6 事務局の調整管理に関すること。 <p>教育政策課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会に関すること。 2 教育行政の基本的な政策の企画及び調整に関すること。 3 学校教育に係る支援の全体調整に関すること。 4 事務局の調整管理に関すること。 5 文書及び公印に関すること。 6 法規及び庁規に関すること。 <p>学力定着推進課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基礎学力定着の推進に関すること。 2 区立学校経営の指導・支援に関すること。 3 学力調査・分析及び学力定着施策・事業の実施に関すること。 4 エビデンスに基づく教育に関すること。 5 学力定着指導員、そだち指導員、教科指導専門員、英語教育アドバイザー及び英語教育スーパーバイザーに関すること。 <p>教育指導課</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条第1項の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育指導部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会に関すること。 2 教育行政の基本的な政策の企画及び調整に関すること。 3 学校教育及び学校経営の指導・支援に関すること。 4 学力の定着・向上施策の推進に関すること。 5 教員の人事に関すること。 6 事務局の調整管理に関すること。 <p>教育政策課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会に関すること。 2 教育行政の基本的な政策の企画及び調整に関すること。 3 学校教育に係る支援の全体調整に関すること。 4 事務局の調整管理に関すること。 5 文書及び公印に関すること。 6 法規及び庁規に関すること。 <p>学力定着推進課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基礎学力定着の推進に関すること。 2 区立学校経営の指導・支援に関すること。 3 学力調査・分析及び学力定着施策・事業の実施に関すること。 4 エビデンスに基づく教育に関すること。 5 学力定着指導員、そだち指導員、教科指導専門員、英語教育アドバイザー及び英語教育スーパーバイザーに関すること。 <p>教育指導課</p>

改正前	改正後
<ol style="list-style-type: none"> 1 教育管理職及び教職員の人事・服務に係る東京都教育委員会との調整に関する事。 2 区立学校における教育課程等、学校教育に関する事。 3 区立学校への支援に関する事。 4 教科書その他教材の取り扱いに関する事。 5 教科用図書の採択に関する事。 6 教育施策の推進に関する事。 7 教職員の育成に関する事。 8 区立学校におけるいじめ等防止対策に関する事。 9 区立小学校における幼保小連携活動の推進に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育管理職及び教職員の人事・服務に係る東京都教育委員会との調整に関する事。 2 区立学校における教育課程等、学校教育に関する事。 3 区立学校への支援に関する事。 4 教科書その他教材の取り扱いに関する事。 5 教科用図書の採択に関する事。 6 教育施策の推進に関する事。 7 教職員の育成に関する事。 8 区立学校におけるいじめ等防止対策に関する事。 9 区立小学校における幼保小連携活動の推進に関する事。
<p>学校運営部</p>	<p>学校運営部</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1 学校の運営及び経理に関する事。 2 学校と地域との連携による施策に関する事。 3 学校の適正配置に関する事。 4 児童・生徒の就学に関する事。 5 学校保健及び学校給食に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校の運営及び経理に関する事。 2 学校と地域との連携による施策に関する事。 3 学校の適正配置に関する事。 4 児童・生徒の就学に関する事。 5 学校保健及び学校給食に関する事。
<p>学校支援課</p>	<p>学校支援課</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1 学校運営に係る支援の全体調整に関する事。 2 事務局職員の人事に関する事。 3 開かれた学校づくりの推進に関する事。 4 学校運営協議会に関する事。 5 放課後子ども教室事業に関する事。 6 公益財団法人足立区生涯学習振興公社との連絡調整に関する事。 7 学校勤務区職員の人事・服務に関する事。 8 都費行政系職員（事務・栄養士）の人事に係る東京都教育委員会との調整に関する事。 9 教職員の給与、旅費及び福利厚生並びに学校勤務区職員の旅費に 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校運営に係る支援の全体調整に関する事。 2 事務局職員の人事に関する事。 3 開かれた学校づくりの推進に関する事。 4 学校運営協議会に関する事。 5 放課後子ども教室事業に関する事。 6 公益財団法人足立区生涯学習振興公社との連絡調整に関する事。 7 学校勤務区職員の人事・服務に関する事。 8 都費行政系職員（事務・栄養士）の人事に係る東京都教育委員会との調整に関する事。 9 教職員の給与、旅費及び福利厚生並びに学校勤務区職員の旅費に

改正前	改正後
<p>関すること。</p> <p>10 教職員及び学校勤務区職員の労働安全衛生に関すること。</p> <p>11 区立学校の運営及び経理に関すること。</p> <p>12 区立学校の公費及び私費会計の検査等に関すること。</p> <p>13 部の調整管理に関すること。</p> <p>学校施設管理課</p> <p>1 区立学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>2 教育委員会（子ども家庭部を除く）の所管する教育財産の管理に関すること。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>3</u> 区立学校の所掌事項に関する契約のうち、区立小中学校長の権限に属するものに係る支出事務に関すること。</p> <p><u>4</u> 区立学校の適正配置に関すること。</p> <p>学務課</p> <p>1 学齢児童及び生徒の就学に関すること。</p> <p>2 区立学校の学級編制に関すること。</p> <p>3 区立学校の学区域に関すること。</p> <p>4 就学援助及び進学援助に関すること。</p> <p>5 学校保健及び学校環境衛生に関すること。</p> <p>6 学校給食に関すること。</p> <p>7 自然教室及び校外施設の運営・維持管理に関すること。</p> <p>子ども家庭部</p> <p>1 児童福祉に関すること。</p> <p>2 子育て支援に関すること。</p> <p>3 就学前教育施策の推進及び支援に関すること。</p> <p>4 青少年及び家庭教育施策の推進に関すること。</p>	<p>関すること。</p> <p>10 教職員及び学校勤務区職員の労働安全衛生に関すること。</p> <p>11 区立学校の運営及び経理に関すること。</p> <p>12 区立学校の公費及び私費会計の検査等に関すること。</p> <p>13 部の調整管理に関すること。</p> <p>学校施設管理課</p> <p>1 区立学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>2 教育委員会（子ども家庭部を除く。）の所管する教育財産の管理に関すること。</p> <p><u>3 区立学校の施設の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>4 区立学校の施設更新計画に関すること。</u></p> <p><u>5 区立学校の改築事務に関すること。</u></p> <p><u>6</u> 区立学校の所掌事項に関する契約のうち、区立小中学校長の権限に属するものに係る支出事務に関すること。</p> <p><u>7</u> 区立学校の適正配置に関すること。</p> <p>学務課</p> <p>1 学齢児童及び生徒の就学に関すること。</p> <p>2 区立学校の学級編制に関すること。</p> <p>3 区立学校の学区域に関すること。</p> <p>4 就学援助及び進学援助に関すること。</p> <p>5 学校保健及び学校環境衛生に関すること。</p> <p>6 学校給食に関すること。</p> <p>7 自然教室及び校外施設の運営・維持管理に関すること。</p> <p>子ども家庭部</p> <p>1 児童福祉に関すること。</p> <p>2 子育て支援に関すること。</p> <p>3 就学前教育施策の推進及び支援に関すること。</p> <p>4 青少年及び家庭教育施策の推進に関すること。</p>

改正前	改正後
<p>5 教育相談及び特別支援教育に関すること。</p> <p>子ども政策課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子ども施策の推進及び総合調整に関すること。 2 新たな子ども支援及び子育て支援の仕組みに関すること。 3 子ども・子育て支援制度の総合調整に関すること。 4 区立認可保育所及び区立認定こども園職員の人事計画に関すること。 5 私立幼稚園・認定こども園及び私立専修学校並びに私立各種学校等に関すること。 6 就園援助に関すること。 7 子ども・子育て施設整備基金に関すること。 8 子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の運営に関すること。 9 子ども施設指定管理者等選定審査会の運営に関すること。 10 未就学児の歯科口腔保健対策に関すること。 11 部の調整管理に関すること。 12 部内他の課及び係に属しないこと。 <p>子ども施設指導・支援課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 就学前教育・保育施設の指導検査実施計画に関すること。 2 就学前教育・保育施設の指導検査に関すること。 3 就学前教育・保育施設の助言及び相談に関すること。 4 就学前教育・保育施設の保健衛生及び園児の健康に関すること。 5 就学前教育・保育施設の給食及び食育に関すること。 <p>子ども施設運営課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区立園の運営に関すること。 2 区立園の指導・支援に関すること。 <p><u>(新設)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>3</u> 幼保小連携活動の推進に関すること。 	<p>5 教育相談及び特別支援教育に関すること。</p> <p>子ども政策課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子ども施策の推進及び総合調整に関すること。 2 新たな子ども支援及び子育て支援の仕組みに関すること。 3 子ども・子育て支援制度の総合調整に関すること。 4 区立認可保育所及び区立認定こども園職員の人事計画に関すること。 5 私立幼稚園・認定こども園及び私立専修学校並びに私立各種学校等に関すること。 6 就園援助に関すること。 7 子ども・子育て施設整備基金に関すること。 8 子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の運営に関すること。 9 子ども施設指定管理者等選定審査会の運営に関すること。 10 未就学児の歯科口腔保健対策に関すること。 11 部の調整管理に関すること。 12 部内他の課及び係に属しないこと。 <p>子ども施設指導・支援課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 就学前教育・保育施設の指導検査実施計画に関すること。 2 就学前教育・保育施設の指導検査に関すること。 3 就学前教育・保育施設の助言及び相談に関すること。 4 就学前教育・保育施設の保健衛生及び園児の健康に関すること。 5 就学前教育・保育施設の給食及び食育に関すること。 <p>子ども施設運営課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区立園の運営に関すること。 2 区立園の指導・支援に関すること。 <u>3</u> <u>就学前教育施策の推進に関すること。</u> <u>4</u> 幼保小連携活動の推進に関すること。

改正前	改正後
<p>4 教育・保育の質の向上に関する事。</p> <p>私立保育園課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 私立認可保育所に関する事。 2 保育士確保・定着対策に関する事。 3 私立認可保育所の整備に関する事。 <p><u>(新設)</u></p> <p>子ども施設入園課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育の認定及び保育施設の入所に関する事。<u>(東京都認証保育所を除く。)</u> 2 地域型保育（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）事業に関する事。 3 東京都認証保育所等に関する事。 4 認可外保育施設等利用給付に関する事。 5 未就学児童施設入所者管理システムに関する事。 6 保育コンシェルジュ事業に関する事。 <p>青少年課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 青少年教育及び青少年対策の推進及び調整に関する事。 2 家庭教育支援の推進及び調整に関する事。 3 青少年活動及び家庭教育支援のための研修、人材育成に関する事。 4 青少年活動及び家庭教育に関する調査研究及び関連資料の収集及び提供に関する事。 5 青少年及び家庭教育の相談に関する事。 6 青少年、青少年団体及び青少年健全育成団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関する事。 7 家庭教育に関わる団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関する事。 8 青少年の体験活動の推進及び調査、研究に関する事。 	<p>5 教育・保育の質の向上に関する事。</p> <p>私立保育園課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 私立認可保育所に関する事。 2 保育士確保・定着対策に関する事。 3 私立認可保育所の整備に関する事。 <p>4 <u>待機児童対策に関する事。</u></p> <p>子ども施設入園課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育の認定及び保育施設の入所に関する事。<u>(東京都認証保育所を除く。)</u> 2 地域型保育（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）事業に関する事。 3 東京都認証保育所等に関する事。 4 認可外保育施設等利用給付に関する事。 5 未就学児童施設入所者管理システムに関する事。 6 保育コンシェルジュ事業に関する事。 <p>青少年課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 青少年教育及び青少年対策の推進及び調整に関する事。 2 家庭教育支援の推進及び調整に関する事。 3 青少年活動及び家庭教育支援のための研修、人材育成に関する事。 4 青少年活動及び家庭教育に関する調査研究及び関連資料の収集及び提供に関する事。 5 青少年及び家庭教育の相談に関する事。 6 青少年、青少年団体及び青少年健全育成団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関する事。 7 家庭教育に関わる団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関する事。 8 青少年の体験活動の推進及び調査、研究に関する事。

改正前	改正後
<p>9 社会教育委員に関すること。</p> <p>第4条～第11条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>別表 (第10条関係) (略)</p>	<p>9 社会教育委員に関すること。</p> <p>第4条～第11条 (略)</p> <p><u>付 則 (令和5年3月31日教委規則第●号)</u> <u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 (第10条関係) (略)</p>

第 17 号議案

足立区教育委員会公印規程の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 31 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区教育委員会公印規程の一部を改正する規則

足立区教育委員会公印規程（昭和 44 年足立区教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「あつたとき」を「あつたとき」に改める。

第 13 条第 3 項中「あつたとき」を「あつたとき」に改める。

第 15 条第 1 項中「足立区個人情報保護条例（平成 5 年足立区条例第 57 号）第 2 条第 6 号」を「足立区電子計算組織に関する管理運営規程（平成 14 年足立区訓令甲第 19 号）第 2 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「あつたとき」を「あつたとき」に改める。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

足立区個人情報保護条例の廃止に伴い、規定を整備する必要があるの
で、この規則案を提出いたします。

第 1 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区教育委員会公印規程の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>1 改正の理由 本規程の第 1 5 条第 1 項中「電子計算組織」の定義は、「足立区個人情報保護条例」から引用しているが、令和 5 年 4 月 1 日付で同条例が廃止（個人情報保護法による全国共通ルールによる運用となる）となることから、引用先を改める必要があるため。</p> <p>2 主な内容 引用先を「足立区個人情報保護条例」から「足立区電子計算組織に関する管理運営規程」に改める。</p> <p>3 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日</p> <p>【参考】足立区電子計算組織に関する管理運営規程</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(定義) 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 電子計算組織 与えられた処理手順に従い、記録、判断、演算その他の事務を自動的に行う電子的機器の組織で、汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、パーソナルコンピュータ及びワークステーション並びにその周辺機器をいう。</p> <p>(2) 以下省略</p> </div>
今後の方針	

足立区教育委員会公印規程の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区教育委員会公印規程 昭和44年 3月30日教育委員会規則第2号</p> <p>第1条～第7条（省略） （公印の事故届等）</p> <p>第8条 管守者は、公印に盗難、紛失又は偽造若しくは変造があつたときは、第3号様式により直ちに教育長を経由して教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>第9条～第12条（省略） （公印の事前押印）</p> <p>第13条（省略） 2 （省略） 3 主管課長は、第6号様式による公印事前押印文書処理簿により、常に事前押印した文書の使用状況を明らかにし、教育長又は管守者から調査の申出があつたときは、これに応じなければならない。</p> <p>4～5（省略）</p> <p>第14条（省略） （電子公印の出力）</p> <p>第15条 定例的かつ定型的な文書で、管守者が適当と認めたときは、電子計算組織（足立区個人情報保護条例（平成5年足立区条例第57号）第2条第6号に規定する電子計算組織をいう。）に記録した公印の印影（以下「電子公印」という。）を当該文書に出力することにより、公印の押印に代えることができる。</p> <p>2 （省略） 3 主管課長は、常に電子公印の使用状況を明らかにし、教育長又は管守者からの調査の申出があつたときは、これに応じなければならない。</p> <p>第16条～第17条（省略）</p>	<p>○足立区教育委員会公印規程 昭和44年 3月30日教育委員会規則第2号</p> <p>第1条～第7条（現行のとおり） （公印の事故届等）</p> <p>第8条 管守者は、公印に盗難、紛失又は偽造若しくは変造があつたときは、第3号様式により直ちに教育長を経由して教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>第9条～第12条（現行のとおり） （公印の事前押印）</p> <p>第13条（現行のとおり） 2 （現行のとおり） 3 主管課長は、第6号様式による公印事前押印文書処理簿により、常に事前押印した文書の使用状況を明らかにし、教育長又は管守者から調査の申出があつたときは、これに応じなければならない。</p> <p>4～5（現行のとおり）</p> <p>第14条（現行のとおり） （電子公印の出力）</p> <p>第15条 定例的かつ定型的な文書で、管守者が適当と認めたときは、電子計算組織（<u>足立区電子計算組織に関する管理運営規程（平成14年訓令甲第19号）第2条第1号</u>に規定する電子計算組織をいう。）に記録した公印の印影（以下「電子公印」という。）を当該文書に出力することにより、公印の押印に代えることができる。</p> <p>2 （現行のとおり） 3 主管課長は、常に電子公印の使用状況を明らかにし、教育長又は管守者からの調査の申出があつたときは、これに応じなければならない。</p> <p>第16条～第17条（現行のとおり）</p>

改正前	改正後
別表第1から第2（省略） 様式第1号～様式第11号（省略）	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和5年3月31日教委規則第●号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> 別表第1から第2（現行のとおり） 様式第1号～様式第11号（現行のとおり）

第 18 号議案

足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 31 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則

足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則（平成 12 年足立区教育委員会規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「は、区政情報開示等決定通知書」を「のうち、全部開示及び一部開示の決定については、区政情報開示決定通知書」に改め、同条第 3 項中「区政情報開示決定期間特例延長通知書（第 4 号様式）」を「区政情報開示等決定期間特例延長通知書（第 5 号様式）」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「区政情報開示決定期間延長通知書（第 3 号様式）」を「区政情報開示等決定期間延長通知書（第 4 号様式）」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 条例第 11 条第 2 項の規定による通知のうち、全部不開示、不存在及び存否応答拒否の決定については、区政情報の開示をしない旨の決定通知書（第 3 号様式）により行うものとする。

第 4 条第 3 項中「又は禁止」を削る。

第 5 条第 2 項中「意見照会書（第 5 号様式）により通知する」を「区政情報開示請求に係る意見照会書（第 6 号様式）により行い、意見書の提出は、区政情報開示等決定に関する意見書（第 7 号様式）により行う」に改め、同条第 3 項中「開示決定に係る通知書（第 6 号様式）」を「反対意見書に係る区政情報の開示等決定通知書（第 8 号様式）」に改める。

第7条第1項中「条例第13条」を「条例第13条第1項」に改める。
 第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。
 別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分	単位	金額
閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1面	10円
複写機により作成した写しの交付	A3判以下のもの	1面 10円
	カラーコピー	1面 50円
電磁的記録を印刷物として出力したものの交付	A3判以下のもの	1面 10円
CD-Rに複写したものの交付	1枚	100円
USBメモリーに複写したものの交付	1個	1,000円
写しの郵送に要する費用		実費相当額

備考

- 1 A3判を超えるものの写しについては、A3判に換算した枚数分の金額とする。
- 2 用紙の規格は、日本産業規格による。

第1号様式から第7号様式までを削る。

別表の次に次の8様式を加える。

*整理番号			-		
-------	--	--	---	--	--

区 政 情 報 開 示 請 求 書

（提出先） 年 月 日

- 足立区長
- 足立区教育委員会
- 足立区選挙管理委員会
- 足立区監査委員
- 足立区農業委員会

請求者 氏名 _____

〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕

〔上記〔レ〕印を付した実施機関に
対して請求します〕

住所 _____

電話 _____

〔団体の場合は、主たる事務所の所在地、電話番号〕

連絡先 氏名 _____

電話 _____

〔団体の場合は、担当者の氏名、電話番号〕

足立区情報公開条例第7条の規定に基づき、次のとおり請求します。

<p style="text-align: center;">請 求 の 内 容</p> <p>区政情報の具体的な名称 又は知りたい事項を具体的 に記入して下さい。</p>	
<p>開示の方法</p>	<p>1. 閲覧 2. 視聴 3. 写しの交付（ ）</p>
<p>開示を請求する理由・目的</p>	
<p>*受付場所</p>	<p>1. 区政情報課 2. その他（ ）</p>
<p>（注意）</p> <p>1. 開示を請求する理由・目的は、差し支えなければ記入して下さい。</p> <p>2. *の欄は記入の必要はありません。</p>	
<p>○この請求書のコピーは区政情報開示請求書の控えです。</p> <p>○この請求に対する決定は請求(收受日)の翌日から起算して、14日以内 に行い、速やかに文書により通知します。</p> <p>【電話等により通知し、決定文書は閲覧又は写しの交付時にお渡しすることがあります。】</p> <p>○この請求に対する決定が条例所定の期間内にされない場合は、開示の請求に係 る区政情報について不開示決定がされたものとみなすことができます。</p> <p>○開示の請求に係る区政情報の開示の実施に要する費用は、請求者の負担となり ます。費用の額は、別表（裏面）のとおりです。</p> <p>○この写しは、決定通知書がお手元に届くまで(電話等による決定連絡の場合 は、閲覧又は写しの交付時まで)は保管しておいて下さい。</p> <p>○問合わせ先 足立区役所 区政情報課 03-3880-5225</p>	<p>收受印</p>

(裏)
別表

区 分	単 位	金 額
閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1 面	1 0 円
複写機により作成した写しの交付	A 3 判以下のもの 1 面 カラーコピー 1 面	1 0 円 5 0 円
電磁的記録を印刷物として出力したものの交付	A 3 判以下のもの 1 面	1 0 円
CD-Rに複写したものの交付	1 枚	1 0 0 円
USBメモリーに複写したものの交付	1 個	1, 0 0 0 円
写しの郵送に要する費用		実費相当額

備考

- 1 A 3 判を超えるものの写しについては、A 3 判に換算した枚数分の金額とする。
- 2 用紙の規格は、日本産業規格による。

<div style="text-align: center;"> 区政情報開示決定通知書 足 収 第 号 年 月 日 様 実 施 機 関 年 月 日にありました区政情報の開示請求につきましては、下記のとおり決定しましたので、通知します。 </div>	
請 求 の 内 容	
区政情報の名称等	
決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 全部開示（開示の日時、開示の場所のとおり） <input type="checkbox"/> 一部開示（開示の日時、開示の場所、開示に応じられない理由・部分のとおり）
開 示 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付
開 示 の 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
開 示 の 場 所	1. 区政情報課 2. その他（ ）
不 開 示 と し た 部 分 及 び 理 由	
* 開 示 で き る 予 定 の あ る 場 合	年 月 日以降であれば、当該区政情報の（全部・一部）を開示することができます。
担 当 課	所属 電話（ ） 内線
<p>○ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>○ この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は となります。） 処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。） 。</p> <p>ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分取消しの訴えをすることができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p> <p>（注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 区政情報の開示を受ける際には、この通知書を提示して下さい。 2. 指定された区政情報の開示の日時に来庁出来ない場合は担当課に電話等で連絡して下さい。 3. 区政情報の開示によって得た情報は、条例の規定に基づき、適正に使用しなければなりません。 4. 足立区情報公開条例第13条第2項及び第3項の規定により、この通知があった日から90日以内に、正当な理由なく開示を受けないときは、当該区政情報は開示されたものとみなします。 	

*整理番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

区政情報の開示をしない旨の決定通知書

足 収 第 号
年 月 日

様

実 施 機 関

年 月 日にありました区政情報の開示請求につきましては、下記のとおり決定しましたので、通知します。

請 求 の 内 容	
区 政 情 報 の 名 称 等	
決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 全部不開示（開示に応じられない理由・部分のとおり） <input type="checkbox"/> 不存在（開示に応じられない理由・部分のとおり） <input type="checkbox"/> 存否応答拒否（開示に応じられない理由・部分のとおり）
開 示 し な い 事 由 等	
担 当 課	所属 電話 () 内線
<p>○ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>○ この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は となります。） 処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えをすることができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	

第4号様式(第3条関係)

*整理番号			—		
-------	--	--	---	--	--

区政情報開示等決定期間延長通知書 足 収第 号 年 月 日 様 実施機関 年 月 日にありました区政情報の開示請求につきましては、足立区情報公開 条例第11条第3項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。	
請求の内容	
開示等決定期間満了日	年 月 日(曜日)
延長する期間	日間
延長後の決定期間満了日	年 月 日(曜日)
決定期間を延長する理由	
担当課	所属 電話 内線

*整理番号			-			
-------	--	--	---	--	--	--

区政情報開示等決定期間特例延長通知書

足 収 第 号
年 月 日

様

実 施 機 関

年 月 日にありました区政情報の開示請求につきましては、足立区情報公開条例第11条第6項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

請求の内容	
開示等決定期間満了日	年 月 日 ()
延長する期間	日間
延長後の決定期間満了日	年 月 日 ()
決定期間を特例延長する理由	
担当課	所属 電話 () 内線

*整理番号			-			
-------	--	--	---	--	--	--

区政情報開示請求に係る意見照会書

足 収 第 号
年 月 日

様

実 施 機 関

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている区政情報について、足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号）第6条の規定による開示請求があり、当該区政情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例法第12条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該区政情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「区政情報開示等決定に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求のあった 区政情報の名称等	
区政情報に記載され ている情報の内容	
回答の期限	年 月 日までに到着するようお願いいたします。
担 当 課	所属 電話 内線

*整理番号			-		
-------	--	--	---	--	--

区政情報開示等決定に関する意見書

年 月 日

(提出先)
(実施機関)

住所 _____

氏名 _____ 電話 _____

年 月 日付で照会のあった区政情報の開示についての意見は下記のとおりです。

開示請求に係る 区政情報の名称等	
意 見	<input type="checkbox"/> 区政情報を開示されることについて支障（不利益）がない。 <input type="checkbox"/> 区政情報を開示されることについて支障（不利益）がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由

*整理番号

-

反対意見書に係る区政情報の開示等決定通知書

足 収第 号
年 月 日

様

実 施 機 関

年 月 日付 足 収第 号で照会した区政情報の開示については、次の
とおり決定したので通知します。

開示請求に係る 区政情報の件名等	
決定の区分	1. 全部開示 2. 全部不開示 3. 一部開示 4. その他
決定の内容及び理由	
開示をする日	年 月 日
担当課	所属 電話 内線

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の規定は、施行の日以後の開示請求に係る手続等について適用し、同日前の開示請求に係る手続等については、なお従前の例による。

(提案理由)

足立区情報公開条例の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 1 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>1 改正の理由 足立区情報公開条例の改正に伴い、文言および別紙様式の修正が必要となったため、当規則の改正を行う。</p> <p>2 主な改正内容（詳細はP 4 3～4 7の新旧対照表のとおり）</p> <p>（1）文言の修正（第7条）</p> <p>（2）別紙様式の修正 別紙様式内の文言を修正</p> <p>（3）その他所要の規定の整備を行うもの</p> <p>3 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日</p>
今 後 の 方 針	

足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則</p>	<p>○足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則</p>
<p>第1条 ～ 第2条の2 (略)</p>	<p>第1条 ～ 第2条の2 (略)</p>
<p>(区政情報開示の決定の通知)</p>	<p>(区政情報開示の決定の通知)</p>
<p>第3条 条例第11条第2項の規定による通知は、<u>区政情報開示等決定通知書</u> (第2号様式) により行うものとする。</p>	<p>第3条 条例第11条第2項の規定による通知のうち、<u>全部開示及び一部開示の決定については、区政情報開示決定通知書</u> (第2号様式) により行うものとする。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>2 条例第11条第2項の規定による通知のうち、全部不開示、不存在及び存否応答拒否の決定については、区政情報の開示をしない旨の決定通知書(第3号様式) により行うものとする。</u></p>
<p><u>2 条例第11条第3項の規定により決定期間の延長をする場合は、区政情報開示決定期間延長通知書(第3号様式) に延長の理由を具体的に記載し、速やかに請求者に通知するものとする。</u></p>	<p><u>3 条例第11条第3項の規定により決定期間の延長をする場合は、区政情報開示等決定期間延長通知書(第4号様式) に延長の理由を具体的に記載し、速やかに請求者に通知するものとする。</u></p>
<p><u>3 条例第11条第6項の規定による通知は、区政情報開示決定期間特例延長通知書(第4号様式) により行うものとする。</u></p>	<p><u>4 条例第11条第6項の規定による通知は、区政情報開示等決定期間特例延長通知書(第5号様式) により行うものとする。</u></p>
<p>(区政情報の閲覧等)</p>	<p>(区政情報の閲覧等)</p>
<p>第4条 教育委員会は、条例第11条第1項の規定に基づき区政情報の開示を決定したときは、速やかに請求者に対し当該区政情報の開示をしなければならない。</p>	<p>第4条 教育委員会は、条例第11条第1項の規定に基づき区政情報の開示を決定したときは、速やかに請求者に対し当該区政情報の開示をしなければならない。</p>
<p>2 区政情報の閲覧等をする者は、当該区政情報を丁寧に扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。</p>	<p>2 区政情報の閲覧等をする者は、当該区政情報を丁寧に扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。</p>
<p>3 教育委員会は、前項の規定に違反する者に対し、区政情報の閲覧等の<u>中止又は禁止</u>を命ずることができる。</p>	<p>3 教育委員会は、前項の規定に違反する者に対し、区政情報の閲覧等の<u>中止</u>を命ずることができる。</p>
<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p>	<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p>
<p>第5条 条例第12条第1項に規定する教育委員会が定める事項は、当該区政</p>	<p>第5条 条例第12条第1項に規定する教育委員会が定める事項は、当該区政</p>

改正前	改正後
<p>情報の作成年月日、区以外のものに関する情報の内容その他必要な事項とする。</p> <p>2 教育委員会は、条例第12条第1項の規定により区以外のものに意見書を提出する機会を与える場合は、<u>意見照会書(第5号様式)により通知する</u>ものとする。</p> <p>3 教育委員会は、条例第12条第2項の規定により開示に反対の意見書が提出された場合において、条例第11条第1項の開示決定をしたときは、直ちに<u>開示決定に係る通知書(第6号様式)</u>により反対の意見書を提出した第三者に通知するものとする。</p>	<p>情報の作成年月日、区以外のものに関する情報の内容その他必要な事項とする。</p> <p>2 教育委員会は、条例第12条第1項の規定により区以外のものに意見書を提出する機会を与える場合は、<u>区政情報開示請求に係る意見照会書(第6号様式)により行い、意見書の提出は、区政情報開示等決定に関する意見書(第7号様式)により行う</u>ものとする。</p> <p>3 教育委員会は、条例第12条第2項の規定により開示に反対の意見書が提出された場合において、条例第11条第1項の開示決定をしたときは、直ちに<u>反対意見書に係る区政情報の開示等決定通知書(第8号様式)</u>により反対の意見書を提出した第三者に通知するものとする。</p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>
<p>(電磁的記録の開示方法)</p>	<p>(電磁的記録の開示方法)</p>
<p>第7条 <u>条例第13条</u>の規定による電磁的記録(ビデオテープ及び録音テープを除く。以下次項において同じ。)の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は複製したものの交付により開示を行うことができる。</p> <p>3 電磁的記録がビデオテープ又は録音テープであるときは、当該電磁的記録の開示は、視聴により行う。</p>	<p>第7条 <u>条例第13条第1項</u>の規定による電磁的記録(ビデオテープ及び録音テープを除く。以下次項において同じ。)の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は複製したものの交付により開示を行うことができる。</p> <p>3 電磁的記録がビデオテープ又は録音テープであるときは、当該電磁的記録の開示は、視聴により行う。</p>
<p>第8条 (略)</p>	<p>第8条 (略)</p>
<p><u>(審査会に諮問した旨の通知)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>第9条 教育委員会は、条例第15条の2第1項の規定により足立区情報公</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>開・個人情報保護等審査会に諮問した場合は、審査会諮問通知書（第7号様式）により通知するものとする。</u></p> <p>（公表情報）</p> <p>第10条 条例第19条第1項の規定に基づき公表する情報は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） 教育委員会の会議録（ただし、公開しない事件についてはこの限りでない。）</p> <p>（2） 教育委員会の附属機関又はこれに類するもので教育委員会が定めるもの（以下「附属機関等」という。）の報告書及び議事録並びに当該附属機関等への提出資料</p> <p>（3） 教育委員会が定める教育委員会の主要事業の進行状況</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める事項（委任）</p> <p>第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、平成13年1月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成14年6月11日教委規則第12号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成17年1月12日教委規則第1号）</p> <p>この規則は、平成17年1月25日から施行する。</p> <p>付 則（平成17年3月10日教委規則第5号）</p> <p>この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成22年4月1日教委規則第6号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成26年4月1日教委規則第4号）</p> <p>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成28年3月31日教委規則第8号）</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>（公表情報）</p> <p>第9条 条例第19条第1項の規定に基づき公表する情報は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） 教育委員会の会議録（ただし、公開しない事件についてはこの限りでない。）</p> <p>（2） 教育委員会の附属機関又はこれに類するもので教育委員会が定めるもの（以下「附属機関等」という。）の報告書及び議事録並びに当該附属機関等への提出資料</p> <p>（3） 教育委員会が定める教育委員会の主要事業の進行状況</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める事項（委任）</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、平成13年1月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成14年6月11日教委規則第12号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成17年1月12日教委規則第1号）</p> <p>この規則は、平成17年1月25日から施行する。</p> <p>付 則（平成17年3月10日教委規則第5号）</p> <p>この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成22年4月1日教委規則第6号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成26年4月1日教委規則第4号）</p> <p>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成28年3月31日教委規則第8号）</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p>

改正前	改正後																																																												
<p>付 則（平成31年 3 月29日教委規則第 7 号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>付 則（平成31年 3 月29日教委規則第 7 号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>付 則（令和 5 年 3 月31日教委規則第●号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この規則による改正後の足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の規定は、施行の日以後の開示請求に係る手続等について適用し、同日前の開示請求に係る手続等については、なお従前の例による。</u></p>																																																												
別表（第 8 条関係）	別表（第 8 条関係）																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用</td> <td>1 面</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>複写機により作成した写しの交付</td> <td>A 3 判以下のも の カラーコピー 1 面</td> <td>10円 50円</td> </tr> <tr> <td><u>電子計算機からの出力物</u>の交付</td> <td>A 3 判以下のも の</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td><u>リーダープリンターからの出力物の交付</u></td> <td><u>A 3 判以下のも 1 面</u> <u>の</u></td> <td><u>10円</u></td> </tr> <tr> <td>CD-R に複写したものの交付</td> <td>1 枚</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>USB メモリーに複写したものの交付</td> <td>1 個</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>写しの郵送に要する費用</td> <td></td> <td>実費相当額</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 A 3 判を超えるものの写しについては、A 3 判に換算した枚数分の金額とする。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1 面	10円	複写機により作成した写しの交付	A 3 判以下のも の カラーコピー 1 面	10円 50円	<u>電子計算機からの出力物</u> の交付	A 3 判以下のも の	10円	<u>リーダープリンターからの出力物の交付</u>	<u>A 3 判以下のも 1 面</u> <u>の</u>	<u>10円</u>	CD-R に複写したものの交付	1 枚	100円	USB メモリーに複写したものの交付	1 個	1,000円	写しの郵送に要する費用		実費相当額	備考			1 A 3 判を超えるものの写しについては、A 3 判に換算した枚数分の金額とする。			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用</td> <td>1 面</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>複写機により作成した写しの交付</td> <td>A 3 判以下のも の カラーコピー 1 面</td> <td>10円 50円</td> </tr> <tr> <td><u>電磁的記録を印刷物として出力したもの</u>の交付</td> <td>A 3 判以下のも の</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td><u>（削除）</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>CD-R に複写したものの交付</td> <td>1 枚</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>USB メモリーに複写したものの交付</td> <td>1 個</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>写しの郵送に要する費用</td> <td></td> <td>実費相当額</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 A 3 判を超えるものの写しについては、A 3 判に換算した枚数分の金額とする。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1 面	10円	複写機により作成した写しの交付	A 3 判以下のも の カラーコピー 1 面	10円 50円	<u>電磁的記録を印刷物として出力したもの</u> の交付	A 3 判以下のも の	10円	<u>（削除）</u>			CD-R に複写したものの交付	1 枚	100円	USB メモリーに複写したものの交付	1 個	1,000円	写しの郵送に要する費用		実費相当額	備考			1 A 3 判を超えるものの写しについては、A 3 判に換算した枚数分の金額とする。		
区分	単位	金額																																																											
閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1 面	10円																																																											
複写機により作成した写しの交付	A 3 判以下のも の カラーコピー 1 面	10円 50円																																																											
<u>電子計算機からの出力物</u> の交付	A 3 判以下のも の	10円																																																											
<u>リーダープリンターからの出力物の交付</u>	<u>A 3 判以下のも 1 面</u> <u>の</u>	<u>10円</u>																																																											
CD-R に複写したものの交付	1 枚	100円																																																											
USB メモリーに複写したものの交付	1 個	1,000円																																																											
写しの郵送に要する費用		実費相当額																																																											
備考																																																													
1 A 3 判を超えるものの写しについては、A 3 判に換算した枚数分の金額とする。																																																													
区分	単位	金額																																																											
閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1 面	10円																																																											
複写機により作成した写しの交付	A 3 判以下のも の カラーコピー 1 面	10円 50円																																																											
<u>電磁的記録を印刷物として出力したもの</u> の交付	A 3 判以下のも の	10円																																																											
<u>（削除）</u>																																																													
CD-R に複写したものの交付	1 枚	100円																																																											
USB メモリーに複写したものの交付	1 個	1,000円																																																											
写しの郵送に要する費用		実費相当額																																																											
備考																																																													
1 A 3 判を超えるものの写しについては、A 3 判に換算した枚数分の金額とする。																																																													

改正前

2 用紙の規格は、日本工業規格による。

改正後

2 用紙の規格は、日本産業規格による。

第 19 号議案

足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 31 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
足立区立学校の管理運営に関する規則（昭和 53 年足立区教育委員会
規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 中「（昭和 31 年法律第 162 号）」を削る。

第 27 条の 2 第 1 項中「地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項」を「地方
公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項」に、「条
例第 12 条及び条例第 13 条の規定による休日並びに条例第 14 条第
1 項の規定により指定された代休日以外の日（代休日が指定された勤務
日を含む。）の」を「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
（平成 7 年東京都条例第 45 号）第 12 条及び第 13 条の規定による休
日以外の日並びに同条例第 14 条第 1 項の規定により指定された代休
日以外の日（代休日が指定された勤務日を含む。）に」に改める。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この規
則案を提出いたします。

第 1 9 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>地方公務員法の改正に伴い、以下のとおり足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する。</p> <p>1 主な改正内容（詳細はP 5 0～5 1 の新旧対照表のとおり）</p> <p>(1) 地方公務員法の改正に伴う改正 地方公務員法からの引用箇所について、以下のとおり改正する。</p> <p>(改正前) 地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項</p> <p>(改正後) 地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【参考】地方公務員法改正後の該当条文 (定年前再任用短時間勤務職員の任用)</p> <p>第二十二條の四 任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者（条例で定める年齢に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者をいう。以下同じ。）を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に採用することができる。ただし、条例年齢以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第二十八條の六第一項に規定する定年退職日をいう。第三項及び第四項において同じ。）を経過した者であるときは、この限りでない。</p> <p>2～6省略</p> </div> <p>(2) その他所要の規定の整備を行うもの</p> <p>2 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	

足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条～第27条 (略)</p> <p>(学校運営協議会)</p> <p>第2条の2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5に規定する学校運営協議会については、別に定める。 (教育職員の業務量の適切な管理)</p> <p>第27条の2 教育委員会は、教育職員(学校に勤務する校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。))をいう。以下同じ。)が業務を行う時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(条例第12条及び条例第13条の規定による休日並びに条例第14条第1項の規定により指定された代休日以外の日(代休日が指定された勤務日を含む。))における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる基準の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</p> <p>(1) 1月について45時間以下であること。 (2) 1年について360時間以下であること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う必要がある場合には、教育委員会は、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲</p>	<p>第1条～第27条 (略)</p> <p>(学校運営協議会)</p> <p>第2条の2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律_____第47条の5に規定する学校運営協議会については、別に定める。 (教育職員の業務量の適切な管理)</p> <p>第27条の2 教育委員会は、教育職員(学校に勤務する校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。))をいう。以下同じ。)が業務を行う時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第45号)第12条及び第13条の規定による休日以外の日並びに同条例第14条第1項の規定により指定された代休日以外の日(代休日が指定された勤務日を含む。))における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる基準の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</p> <p>(1) 1月について45時間以下であること。 (2) 1年について360時間以下であること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う必要がある場合には、教育委員会は、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲</p>

改正前	改正後
<p>げる基準の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</p> <p>(1) 1月について100時間未満であること。</p> <p>(2) 1年について720時間以下であること。</p> <p>(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間における1月当たりの平均時間が80時間以下であること。</p> <p>(4) 1年のうち1月において45時間を超える月数が6月以下であること。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。</p> <p>第28条～第31条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>別表(第12条関係) (略)</p>	<p>げる基準の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</p> <p>(1) 1月について100時間未満であること。</p> <p>(2) 1年について720時間以下であること。</p> <p>(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間における1月当たりの平均時間が80時間以下であること。</p> <p>(4) 1年のうち1月において45時間を超える月数が6月以下であること。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。</p> <p>第28条～第31条 (略)</p> <p><u>付 則(令和5年3月31日教委規則第●号)</u> <u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表(第12条関係) (略)</p>

第 20 号議案

足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 31 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

足立区における保育の利用等に関する条例施行規則（平成 23 年足立区教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 1 条第 10 号」を「第 1 条の 5 第 10 号」に改める。

第 16 条第 3 項中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改める。

別表第 1 延長保育の部同千住保育園の項及び同新田三丁目なかよし保育園の項を削り、同表一時延長保育の部同千住保育園の項及び同新田三丁目なかよし保育園の項を削り、同表年末保育の部同千住保育園の項を削る。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中同新田三丁目なかよし保育園に係る部分は、公布の日から施行し、令和 4 年 7 月 11 日から適用する。

（提案理由）

区立千住保育園を廃止する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 2 0 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>1 改正の理由</p> <p>(1) 区立千住保育園を民営化し、社会福祉法人太陽会が運営する私立保育所とするため、規則の一部を改正する。</p> <p>(2) 規定を整備する必要があるため、規則の一部を改正する。</p> <p>2 主な内容 (詳細はP 5 4～5 6 「新旧対照表」参照)</p> <p>(1) 別表第 1 千住保育園の項を削る。</p> <p>(2) 第 3 条中「第 1 条第 1 0 号」を「第 1 条の 5 第 1 0 号」に改める。 第 1 6 条第 3 項中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改める。別表第 1 新田三丁目なかよし保育園の項を削る。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p> <p>ただし、新田三丁目なかよし保育園に係る部分は、令和 4 年 7 月 1 1 日から適用する。</p>
今後の方針	

足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区における保育の利用等に関する条例施行規則 平成23年3月15日教育委員会規則第6号</p> <p>第1条～第2条 省略 (保育の利用基準)</p> <p>第3条 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「内閣府令」という。) 第1条第10号に規定する市町村が認める事由とは、次の各号のいずれかの事由をいう。 (1) 死亡、離別、行方不明又は拘禁の状態にあること。 (2) 前号に掲げるもののほか、明らかに保育を必要とすると認められること。</p> <p>第4条～第15条 省略 (特別保育の利用の条件)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 条例第11条第1項第3号に規定する年末保育は、児童が区内に居住し、又は区内の保育所若しくは認可外保育施設に通所している満6箇月から就学前の児童であって、かつ、当該児童の保護者のいずれもが第2条第2項に定める日に、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。 (1) 日中、居宅外で労働し、又は居宅内で日常の家事以外の労働をしていること。 (2) 教育委員会又は指定管理者が認める前号に類する状態にあること。</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>第17条～第37条 省略</p>	<p>○足立区における保育の利用等に関する条例施行規則 平成23年3月15日教育委員会規則第6号</p> <p>第1条～第2条 現行のとおり (保育の利用基準)</p> <p>第3条 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「内閣府令」という。) 第1条の5第10号に規定する市町村が認める事由とは、次の各号のいずれかの事由をいう。 (1) 死亡、離別、行方不明又は拘禁の状態にあること。 (2) 前号に掲げるもののほか、明らかに保育を必要とすると認められること。</p> <p>第4条～第15条 現行のとおり (特別保育の利用の条件)</p> <p>第16条 現行のとおり</p> <p>2 現行のとおり</p> <p>3 条例第11条第1項第3号に規定する年末保育は、児童が区内に居住し、又は区内の保育所若しくは認可外保育施設に通所している満6箇月から就学前の児童であって、かつ、当該児童の保護者のいずれもが第2条第3項に定める日に、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。 (1) 日中、居宅外で労働し、又は居宅内で日常の家事以外の労働をしていること。 (2) 教育委員会又は指定管理者が認める前号に類する状態にあること。</p> <p>4 現行のとおり</p> <p>5 現行のとおり</p> <p>第17条～第37条 現行のとおり</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規</p>

改正前	改正後																				
<p>別表第1（第15条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 352 566 632">延長保育</td> <td data-bbox="568 352 1066 632"> 足立区立青井保育園 （省略） 同 千住保育園 同 新田三丁目なかよし保育園 （省略） 同 五反野保育園 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 633 566 962">一時延長保育</td> <td data-bbox="568 633 1066 962"> 足立区立やよい保育園 （省略） 同 千住保育園 同 竹の塚保育園 同 新田三丁目なかよし保育園 （省略） 同 五反野保育園 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 963 566 1197">年末保育</td> <td data-bbox="568 963 1066 1197"> 足立区立中央本町保育園 （省略） 同 千住保育園 （省略） 同 五反野保育園 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1198 566 1241">病後児保育</td> <td data-bbox="568 1198 1066 1241">（省略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1243 566 1286">一時保育</td> <td data-bbox="568 1243 1066 1286">（省略）</td> </tr> </table>	延長保育	足立区立青井保育園 （省略） 同 千住保育園 同 新田三丁目なかよし保育園 （省略） 同 五反野保育園	一時延長保育	足立区立やよい保育園 （省略） 同 千住保育園 同 竹の塚保育園 同 新田三丁目なかよし保育園 （省略） 同 五反野保育園	年末保育	足立区立中央本町保育園 （省略） 同 千住保育園 （省略） 同 五反野保育園	病後児保育	（省略）	一時保育	（省略）	<p>定中同新田三丁目なかよし保育園に係る部分は、公布の日から施行し、令和4年7月11日から適用する。</p> <p>別表第1（第15条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1173 352 1565 632">延長保育</td> <td data-bbox="1568 352 2065 632"> 足立区立青井保育園 （現行のとおり） 削除 削除 （現行のとおり） 同 五反野保育園 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 633 1565 962">一時延長保育</td> <td data-bbox="1568 633 2065 962"> 足立区立やよい保育園 （現行のとおり） 削除 同 竹の塚保育園 削除 （現行のとおり） 同 五反野保育園 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 963 1565 1197">年末保育</td> <td data-bbox="1568 963 2065 1197"> 足立区立中央本町保育園 （現行のとおり） 削除 （現行のとおり） 同 五反野保育園 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1198 1565 1241">病後児保育</td> <td data-bbox="1568 1198 2065 1241">（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1243 1565 1286">一時保育</td> <td data-bbox="1568 1243 2065 1286">（現行のとおり）</td> </tr> </table>	延長保育	足立区立青井保育園 （現行のとおり） 削除 削除 （現行のとおり） 同 五反野保育園	一時延長保育	足立区立やよい保育園 （現行のとおり） 削除 同 竹の塚保育園 削除 （現行のとおり） 同 五反野保育園	年末保育	足立区立中央本町保育園 （現行のとおり） 削除 （現行のとおり） 同 五反野保育園	病後児保育	（現行のとおり）	一時保育	（現行のとおり）
延長保育	足立区立青井保育園 （省略） 同 千住保育園 同 新田三丁目なかよし保育園 （省略） 同 五反野保育園																				
一時延長保育	足立区立やよい保育園 （省略） 同 千住保育園 同 竹の塚保育園 同 新田三丁目なかよし保育園 （省略） 同 五反野保育園																				
年末保育	足立区立中央本町保育園 （省略） 同 千住保育園 （省略） 同 五反野保育園																				
病後児保育	（省略）																				
一時保育	（省略）																				
延長保育	足立区立青井保育園 （現行のとおり） 削除 削除 （現行のとおり） 同 五反野保育園																				
一時延長保育	足立区立やよい保育園 （現行のとおり） 削除 同 竹の塚保育園 削除 （現行のとおり） 同 五反野保育園																				
年末保育	足立区立中央本町保育園 （現行のとおり） 削除 （現行のとおり） 同 五反野保育園																				
病後児保育	（現行のとおり）																				
一時保育	（現行のとおり）																				
<p>備考 一時延長保育は区立保育所等で行う。ただし、第2条第2項第1号に規定する区分にあっては、この表に定める園において実施する。</p> <p>別表第2及び別表第3 削除</p>	<p>備考 一時延長保育は区立保育所等で行う。ただし、第2条第2項第1号に規定する区分にあっては、この表に定める園において実施する。</p> <p>別表第2及び別表第3 削除</p>																				

改正前	改正後
第 1 号様式～第 2 号様式 省略	第 1 号様式～第 2 号様式 省略

第 2 1 号議案

足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について
足立区教育委員会事務局幹部職員の人事を下記のとおり発令する。

記

1 発令年月日 令和 5 年 4 月 1 日

(部長級)

氏 名 岩 松 朋 子

職 層 名 参 事

発令内容 教育指導部長を命ずる

氏 名 絵野沢 秀 雄

職 層 名 参 事

発令内容 学校運営部長を命ずる

学校運営部学校施設管理課長事務取扱を命ずる

(課長級)

氏 名 松 本 令 子

職 層 名 副参事

発令内容 学校運営部学務課長を命ずる

学校運営部副参事(おいしい給食担当)兼務を命ずる

氏 名 安 部 嘉 昭
職 層 名 副 参 事
発 令 内 容 子ども家庭部子ども政策課長を命ずる

氏 名 柳 瀬 晴 夫
職 層 名 副 参 事
発 令 内 容 子ども家庭部子ども施設運営課長を命ずる

氏 名 物 江 耕 一 朗
職 層 名 副 参 事
発 令 内 容 子ども家庭部青少年課長を命ずる

氏 名 早 崎 直 人
職 層 名 副 参 事
発 令 内 容 子ども家庭部こども支援センターげんき所長付支援管
理課長を命ずる

2 発 令 年 月 日 令 和 5 年 3 月 3 1 日

(部長級)

氏 名 荒 井 広 幸
職 層 名 参 事
発 令 内 容 教育指導部長を免ずる

氏 名 森 太 一
職 層 名 参 事
発 令 内 容 学校運営部長を免ずる
学校運営部学校施設管理課長事務取扱を解く

(課長級)

氏 名 飯 塚 尚 美
職 層 名 副 参 事
発 令 内 容 学 校 運 営 部 学 務 課 長 を 免 ず る
学 校 運 営 部 副 参 事 (お い し い 給 食 担 当) 兼 務 を 解 く

氏 名 菊 地 崇
職 層 名 副 参 事
発 令 内 容 子 ども 家 庭 部 子 ども 政 策 課 長 を 免 ず る

氏 名 山 田 勉
職 層 名 副 参 事
発 令 内 容 子 ども 家 庭 部 青 少 年 課 長 を 免 ず る

(提案理由)

令和5年4月1日付の区長部局幹部職員の人事異動等に伴い、教育委員会事務局幹部職員の人事異動を行う必要があるため、この案を提出いたします。